

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 不健全図書類の指定……………
- ……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)…
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞(二件)……………
- ……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)…
- 防災街区整備事業組合の事業計画の変更認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)…
- 市街地再開発組合の解散認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………(同)…
- 農用地利用配分計画の縦覧……………
- ……………(産業労働局農林水産部農業振興課)…

### 公告

## 告示

●東京都告示第七百三十六号  
東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年)

東京都条例第八十一号(第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。)

平成二十八年十月十四日

東京都知事 小池 百合子

### 図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二二六	雑誌	【YKコミックス】 潤んだ芽 Iurunda me	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四二二七	同右	SPコミックス オマセな義妹 オクテナ義姉	同右
四二二八	同右	ムーグコミックス イチシリーズ 満員電車は危ない指導室 五八八一四一一二 ロングランドジェイ有 限会社	同右

### 東京都告示第七百三十七号

●宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。  
平成二十八年十月十四日

### 東京都告示第七百三十八号

●宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。  
平成二十八年十月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 日時 平成二十八年十月二十五日 午前十時三〇分  
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

### 三 被聴聞者

(一) 商号 NBL株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 孫 徳禹

(三) 主たる事務 豊島区東池袋一丁目四十七番七号 東所の所在地 光ビルアネックス一〇一

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九四四八一号

(五) 免許年月日 平成二十四年八月三日

一 日時 平成二十八年十月二十五日 午後三時三〇分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

### 三 被聴聞者

(一) 商号 ロワゾブルー・テクノロジーズ株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 福嶋 崇

(三) 主たる事務 中央区築地四丁目四番地十四号 ラフ所の所在地 イネ東銀座二〇四号室

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九三七一八号

(五) 免許年月日 平成二十三年十二月十六日

●東京都告示第七百三十九号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第百五十七条第一項の規定に基づき荏原町駅前地区防災街区整備事業組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業組合の名称

荏原町駅前地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間

平成二十五年四月十日から平成二十八年九月三十日まで

で

三 施行地区

品川区中延五丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区新橋四丁目六番十五号 日新建物新橋ビル五階

平成二十五年四月十日

五 変更の内容

事業施行期間を平成二十九年三月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年十月十四日

●東京都告示第七百四十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五

条第四項の規定に基づき京成曳舟駅前東第三地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十八年十月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第七百四十一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき二子玉川東第二地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のよう

平成二十八年十月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

二子玉川東第二地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十二年六月三十日から平成二十九年三月三十一日まで

日まで

三 施行地区

世田谷区玉川一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

世田谷区玉川一丁目十四番一号

平成二十二年六月三十日

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年十月十四日

●東京都告示第七百四十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所 在 地
浅沼 存	東京都三宅島三宅村坪田三千百八十二番地
大沼 剛	東京都三宅島三宅村坪田三千二百五番地
釜 裕子	東京都三宅島三宅村坪田三千二百五番地
	ほか二筆
	東京都新島村本村六丁目二番六号
	東京都新島村本村六丁目二番六号
	東京都新島村本村四丁目八番八号
	東京都新島村字外場所四十一ほか二筆
	面積(平方メートル)
	三、二六五
	一一、〇五六
	一、六七九

二 申請年月日

平成二十八年九月二十八日

三 縦覧場所

東京都産業労働局農林水産部農業振興課

四 縦覧期間

公 告

平成二十八年十月十四日から平成二十八年十月二十八日まで

五 意見書の提出先

東京都産業労働局農林水産部農業振興課

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年十月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

国立市大字谷保字出井崎千六百十番、同番二、千六百十一番から千六百十七番まで並びに大字谷保字栗原五千八百八十八番一及び同番二の各一部並びに同番三  
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十  
誠賀建設株式会社  
代表取締役 加賀美 誠

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年十月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
住所及び氏名

稲城市平尾二丁目四十六番四、同番十九及び同番三十三  
稲城市平尾二丁目五十六番地之三  
石井 澄子

西東京市新町三丁目四百二十番二  
新宿区高田馬場三丁目四十六番二十五号  
アイディホーム株式会社  
代表取締役 久林 欣也

代表取締役 久林 欣也

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年十月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
住所及び氏名

調布市若葉町二丁目八番三十一番地  
調布市若葉町二丁目八番地  
新井ますみ

小平市上水南町二丁目四百八十七番三及び四百八十八番二  
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十  
誠賀建設株式会社  
代表取締役 加賀美 誠

狛江市猪方四丁目九百三十番一  
大阪府大阪市福島区海老江一丁目一番二十四号  
阪神電気鉄道株式会社  
代表取締役 藤原 崇起

多摩市落合二丁目二十八番一及び同番二及び同番三の各一部  
八王子市南大沢一丁目八番地二  
大和ハウス工業株式会社  
支配人 萩原 毅

代表取締役 萩原 毅

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001